

こころシニアクラブ規約

2024年4月7日改定

(名称)

第1条 この会は「こころシニアクラブ」と称す。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、健康で明るい生活を図ると共に、地域社会福祉、高齢者福祉に資するものとする。

(会員)

第3条 この会の会員は、こころ(伴南)地区内に居住する者で、次の者をもって組織する。

- (1) 正会員 年齢は60歳以上で、入会手続きを得ている者。
- (2) 賛助会員 年齢に拘わらず、この会の趣旨に賛同し援助を申し入れる者、及び入会を希望する者。

(事業)

第4条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と連帯に関すること。
- (2) 会員の生きがいと健康づくりに関すること。
- (3) 地域内の各種団体(こころ自治会、安全対策協議会、伴南小学校、ほうりん幼稚園、こころ子ども会育成会、伴南児童館、伴南体育協会等)との地域連携事業。
- (4) その他必要な事業。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 役員 会長 1名 副会長 2名 会計 1名 会計監査 1名
運営委員 5名程度
- (2) 顧問 この会に顧問を若干名置くことができる。
- (3) 任期 役員は任期は1年間とする。但し再任は妨げない。
- (4) 選出基準 役員は原則会員期間1年以上の全会員の持ち回りとする。
立候補者がいない時、運営委員会からの勧奨には積極的に応ずる。
但し体調他 特殊事情の者は考慮する。

(総会)

第6条 総会は年1回年度初めに開催し、次のことを審議して承認を得るものとする。

- (1) 当年度の事業活動報告及び収支決算の報告。
- (2) 次年度の事業活動計画及び収支予算の決定。
- (3) 役員人事の決定。
- (4) 規約の変更、改訂、その他必要なこと。

(運営委員会)

- 第7条
- (1) 総会の決定を受けて事業を実行推進するため運営委員会を設置する。
 - (2) 委員会は役員と顧問により構成する。
 - (3) 委員会は総会の事業活動計画に基づき各種行事等を企画し、実行していく。
 - (4) 委員会は総会への提案事項及び総会の議決を要しない事項を決定する。
 - (5) 運営サポートとして各街区ごとに街区幹事1名を配置する。

- (6) 会員が会務の目的で自家用車を利用した場合の交通費は、1台につき一律500円とし、高速料金、駐車場料金等、または公共交通機関の実費を支給する。
- (7) 事業運営対策として、運営委員が関係者との意見調整や現地下見で発生する諸費用については、社会通念的な範囲で実費を支給する。

(役員活動費)

第8条 役員には、役員活動費として1人に1年間次の金額を支給する。

会長	4000円
副会長・会計	2000円
運営委員・監査・顧問	1000円

(街区幹事)

第9条 街区幹事は次の事項を担当する

- (1) 会費の徴収、会員の新規加入・脱退の手続き
- (2) 運営委員会からの指示により会員への周知、行事参加の出欠確認
- (3) 「こころの便り」の月次配布
- (4) 街区幹事は役員との兼任は可能とする。

(経理)

- 第10条
- (1) 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
 - (2) この会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって賄う。
 - (3) 会費は年2400円とし、年度初めに一括で徴収する
 - (4) 必要に応じて、特別会費を徴収することができる。
 - (5) 年度途中の入会者は月割で会費を徴収する。
 - (6) 退会者については、理由を問わず会費残額は返却しない。

(慶弔)

- 第11条
- (1) 会員が死亡したときは、5000円の香典を届ける。
 - (2) その他の慶弔については運営委員会で決定する。

(付則)

この規約は、在来の申し合せ事項を統合改訂したもので 2021年4月1日から施行する。

- (経歴) ① 改定 (役員)第5条(4)選出規準の一部改定(2024.4.7)

以上